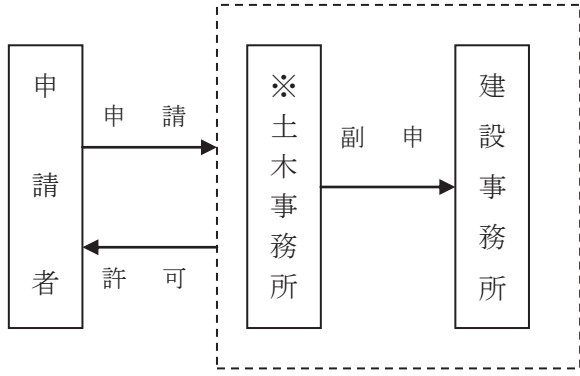


3 砂防法

[砂防指定地内の行為の許可] (第4条)

<p>法の趣旨</p>	<p>砂防指定地において、治水上砂防のため砂防設備を施設し、また一定の行為を禁止・制限し、土砂生産の抑制を図り、流れてくる土砂を適切に溜めることなどにより土砂災害を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的としています。</p>																																								
<p>許可の必要な行為</p>	<p>1 砂防指定地内において、次の行為（制限行為）をしようとする場合。または、許可を受けた事項の変更をしようとする場合。 (1) 工作物の新築、改築、移転又は除却 (2) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (3) 土石又は砂れきの採取（鉱物の掘採を含む。）集積又は投棄 (4) 立木竹の伐採 (5) 樹根、芝草又は埋もれ木の採取 (6) 木竹、土石等の滑下又は地引きによる運搬 (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が治水上砂防のため支障があると認めて指定する行為</p> <p>2 砂防設備を占用しようとする場合。または、許可を受けた事項の変更をしようとする場合。</p> <p>3 砂防設備である砂防えん堤（一級河川又は二級河川に設置したものを除く）の堆砂地において土石を採取しようとする場合。</p> <p>※砂防指定地とは？</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>砂防法第2条の規定により、治水上砂防のため砂防設備を要し、又は一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した一定の土地の区域であって、一定の行為が禁止されあるいは特定の義務が課されるいわゆる公用制限、公用負担のかかる土地です。</p> </div>																																								
<p>許可の必要な区域</p>	<p>砂防指定地に指定された区域</p> <p>【参考】砂防指定地の状況 (平成30年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="464 1534 1342 1995"> <thead> <tr> <th>建設事務所</th> <th>区 分</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>北</td> <td>190</td> <td>2,752.59</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>中</td> <td>166</td> <td>1,641.80</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>南</td> <td>200</td> <td>1,566.21</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td></td> <td>218</td> <td>1,421.45</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td></td> <td>149</td> <td>2,297.30</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td></td> <td>294</td> <td>3,066.93</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td></td> <td>101</td> <td>707.61</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td></td> <td>192</td> <td>973.34</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,510</td> <td>14,427.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：砂防課)</p>	建設事務所	区 分	箇所数	面積 (ha)	県北	北	190	2,752.59	県中	中	166	1,641.80	県南	南	200	1,566.21	会津若松		218	1,421.45	喜多方		149	2,297.30	南会津		294	3,066.93	相双		101	707.61	いわき		192	973.34	合計		1,510	14,427.23
建設事務所	区 分	箇所数	面積 (ha)																																						
県北	北	190	2,752.59																																						
県中	中	166	1,641.80																																						
県南	南	200	1,566.21																																						
会津若松		218	1,421.45																																						
喜多方		149	2,297.30																																						
南会津		294	3,066.93																																						
相双		101	707.61																																						
いわき		192	973.34																																						
合計		1,510	14,427.23																																						

許可権者	知事（建設事務所長に委任）
許可等の基準	<p>1 禁止行為 砂防設備を損傷する行為</p> <p>2 制限行為 許可の申請に係る行為が砂防指定地の現状を変更して土砂の生産、流出をきたし、又はそのおそれのあるときは、これを許可できません。</p> <p>3 審査基準 (1) 福島県砂防指定地等管理条例（平成15年福島県条例第43号）等の定めるところによります。 (2) 砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）「昭和49年4月19日建河砂発第20号」によります。</p>
担当機関	<p>本庁 土木部 河川計画課</p> <p>出先 建設事務所 総務部 行政課</p> <p>※土木事務所 総務課</p>
手続フローチャート	 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[※土木事務所] B -- 副申請 --> C[建設事務所] C -- 許可 --> A </pre> <p>※ 制限行為にかかる砂防指定地が土木事務所管内の場合は、土木事務所長を経由して提出しなければなりません。</p>
備考	<p>砂防指定地</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 直轄施工区域 <ul style="list-style-type: none"> 当該地域を所管する建設事務所（法第5条） <ul style="list-style-type: none"> 指定地管理 指定地内行為の許可 地方整備局 担当工事事務所（法第6条） <ul style="list-style-type: none"> 砂防設備の管理 砂防設備工事の施工・維持 都道府県所管区域 <ul style="list-style-type: none"> 当該地域を所管する建設事務所（法第5条）